

# ひながわの水道

毎金で抱ひむの水をめさむて

創刊号

平成8年3月15日

発行 猪名川町水道課

兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1

☎0727-66-0001

☎0727-66-3732

## わたしたちの水



どこからくるの

# 水道料金は高いですか？

日常生活の中で、あまりにも身近にある水道。しかし、いつでも、どこでも、安心して飲める水を絶えずみなさんに供給し続ける水が、一体どのようにして作られているのか意外と知らないものです。高い高いと言われている本町の水道料金ですが、これらの現状をすべて理解していただく中で、本当に高いのでしょうか。最終的な判断を下すのはみなさん一人ひとりで。

## 現行価格を維持

みなさんの家庭に給水している水は、そのほとんどを県営水道（一庫ダム）に依存しています。これは「六万人の町づくり」を進める上で、生活に欠くことのできない水を住民のみなさんに安定供給するため、県営水道からの受水計画を策定し、現在に至っています。

## 大部分を県営

ます。町では、現行料金を維持するため人員の削減や業務の見直しなど、経費努力を行っています。現在、一立方メートル当たり百五十九円（消費税込み）で購入している県水は、昭和五十九年当時から改定されておらず、やがては料金改定の実施も考えられ、それらを踏まえた経営計画を考えなければなりません。

## 経営内容

### 避けられない赤字経営

県水購入費用に加え、みなさんの家庭まで供給するのに必要な電力費、薬品費などの物件費、人件費、さらに配水管や貯水施設などの建設にかかる減価償却費、支払利息などの費用を加えたものが給水原価となっており、水道料金の算定の基になっています。

【平成6年度決算での給水原価】

1㎡当たり 費用総額7億3,700万円  
312円 年間給水量236万1千㎡

【対する販売単価（水道料金）】

1㎡当たり 年間水道料金4億4,100万円  
187円 年間給水量236万1千㎡

で供給しています。

この給水原価と販売単価の差額については県水を必要とする限り埋まることのない赤字部分で、経費節減も限りがあり、最大限努力した結果です。

なお、毎年の赤字は基金などの繰入金で対応しています。

今後も水の安定供給と料金の安定を図るべく努めていきます。



## 県水も最大利用

町全域で一日平均八千五百立方メートルの水を配水しています。そのうち、最大処理能力千八百立方メートル

現在、水道事業は赤字経営をしていますが、その補てん基金繰り入れで賄っています。基金運用益が低下している中、企業経営が厳しくなっています。これにより水道料金についても本年四月分から消費税（三％）を転嫁することとなりましたので、みなさんの理解と協力をお願いします。

## 消費税を転嫁

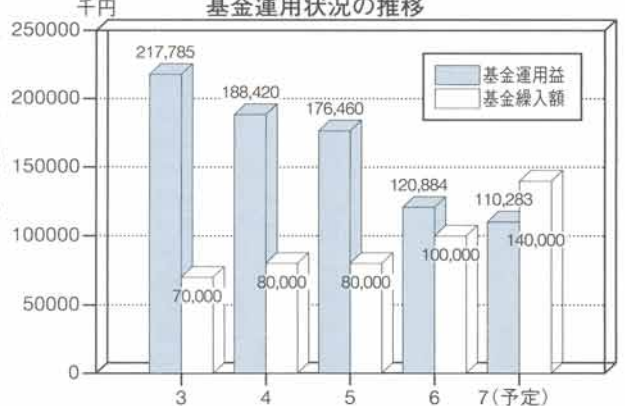
平成元年度に消費税が導入されて以来、本町の水道料金には消費税を転嫁していません。費用については、消費税が転嫁され、それが一つの要因として企業経営を圧迫しています。

## 水道事業会計の基金は有効利用

### 厳しい金融情勢のあおり 基金取り崩しの危機に!!

町水道事業では、水道を必要とする原因者から水源確保のための資金として「原水負担金」を負担していただいています。この負担金は基金として条例に基づき、安全かつ有利な方法で運用し、水道経営の健全化を図っています。しかしながら近年の金融情勢によって運用益が大きく落ち込み、左のグラフに示すとおり繰り入れ額を下回る状況となっており、今後、この状況が続けば基金の元金を取り崩す危機に陥ることも予想され、より効果的な運用を検討しています。

基金運用状況の推移





マーターボックスの上のものを

### 検針に協力を

点検していただく。

検針を二月月ごとに行うこと  
で、メーターボックスの点検が遅  
れ思われ漏水事故につながるこ  
とがあります。メーターボックス  
の管理は、使用者のみならず行う  
ことになっています。月に一度は  
メーターボックスに異常がないか  
点検していただく。

### メーターボックス の自己管理を

また、検針業務の改善にもな  
り、水道料金の振替日や料金の計  
算方法が変わります。しかし、み  
なさんに納付していただく額に不  
利益はございません。  
詳しくは、水道料金のしくみを  
参照してください。

# メーター検針は 2カ月に1回実施

置かれています。  
マメは放し飼いにせず、出入口や  
メーターボックスから離してつな  
いでおいてください。  
メーターボックスの中には、いつ  
もきれいにしておいてください。

## 町公認水道工事店一覧表

家屋の新築、改造に伴う上下水道施設工事や太陽熱温水器  
(ソーラー)の給水管への接続工事を行う場合は、必ず水道  
課への届け出の後、町公認工事店で工事を行ってください。  
無届け工事は、水道法で禁じられています。無届け工事に  
よる漏水や水質についての保証はできません。万一、届け出  
がなされていない工事については、町公認工事店または、水  
道課へ相談してください。

工事店名	住 所	電話番号
火 繩 工 作 所	紫合字八幡傍357-2	66-0048
伊 原 産 業 株	広根字野尻24-3	66-0597
佃 田 中 水 道 店	松尾台4丁目2-6	66-0232
田 中 管 工 所	清水字八の坪68	69-0345
俵 宮 崎 設 備	上野字西ノ垣内11-1	66-1221
みつわ設備工業	鳥字佃25-15	69-0718
山 和 商 店	鎌倉字出口13	69-0300
栢 川 光 輝 株	紫合字古津ヶ平152-2	66-0517
森田設備工業所	杉生字森の本16	69-0534
芦 田 設 備	広根字大上39-1	66-3324

### 料金支払いは 便利な 口座振替を

水道料金の支払いは、便利な口  
座振替をご利用ください。  
一度の手続きで済み、納入期限  
の気づかいや、支払いの手数がか  
からず大変便利です。手続きは、  
農寄りの金融機関及び郵便局へ預  
金にご使用の印鑑、通帳、お知ら  
せカードなどを持参して申し込み  
ください。

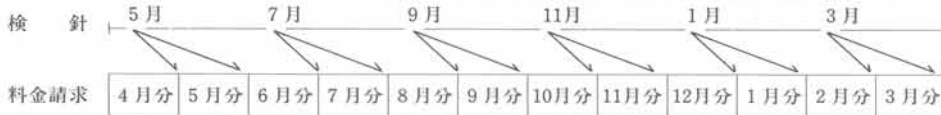
## 下水道使用料を改定します



本町は、下水道の供開始当時から十四年間、  
下水道使用料を据え置きました。  
下水道事業会計は汚水の処理費や日常の維持管  
理費、下水道管などの建設に係る借入金の返済を  
使用料で賄うことになっていました。  
しかし、現状は使用料収入で賄うことができず  
一般会計からの繰入金で補っています。年々その  
繰入金も増加し、これ以上一般会計に頼ることは、  
他の公共事業が圧迫され町全体に支障をきたすこ  
とになります。  
一方、今後の予定として処理場での高度処理計  
画による水質の保全など、必然的に処理費が増加  
するところから、今回、下水道の使用料を改定  
することになりました。  
今後、一層の経費の節減などの経営努力を続け  
てまいりますのでご理解と協力をお願いします。

# 水道料金のしくみ

検針は奇数月（8日～13日の間）に行い、使用水量の半分づつを検針月と翌月に請求します。



<例> 使用期間 3月10日～5月10日(2ヵ月)  
 使用水量 57㎡  
 4月分 29㎡ 振替日 5月27日(月)  
 5月分 28㎡ 6月25日(火)

振 替 日 各月分について翌月の25日（金融機関が休日の場合翌日以降の営業日）

### 平成8年4月分からの上下水道料金早見表(一般家庭用口径20φ)

(1ヵ月分)

使用 水量 (㎡)	水 道 料 金 (円)	下 水 道 料 金 (円)	合 計 (円)	使用 水量 (㎡)	水 道 料 金 (円)	下 水 道 料 金 (円)	合 計 (円)	使用 水量 (㎡)	水 道 料 金 (円)	下 水 道 料 金 (円)	合 計 (円)	使用 水量 (㎡)	水 道 料 金 (円)	下 水 道 料 金 (円)	合 計 (円)	使用 水量 (㎡)	水 道 料 金 (円)	下 水 道 料 金 (円)	合 計 (円)
1				21	3,481	1,998	5,479	41	7,529	5,335	12,864	61	12,535	9,043	21,578	81	18,097	12,751	30,848
2				22	3,666	2,142	5,808	42	7,745	5,520	13,265	62	12,813	9,228	22,041	82	18,375	12,936	31,311
3				23	3,852	2,286	6,138	43	7,961	5,706	13,667	63	13,091	9,414	22,505	83	18,653	13,122	31,775
4				24	4,037	2,430	6,467	44	8,178	5,891	14,069	64	13,369	9,599	22,968	84	18,931	13,307	32,238
5				25	4,223	2,575	6,798	45	8,394	6,077	14,471	65	13,647	9,785	23,432	85	19,209	13,493	32,702
6	1,751	721	2,472	26	4,408	2,719	7,127	46	8,610	6,262	14,872	66	13,925	9,970	23,895	86	19,487	13,678	33,165
7				27	4,593	2,863	7,456	47	8,827	6,447	15,274	67	14,203	10,155	24,358	87	19,765	13,863	33,628
8				28	4,779	3,007	7,786	48	9,043	6,633	15,676	68	14,481	10,341	24,822	88	20,043	14,049	34,092
9				29	4,964	3,151	8,115	49	9,259	6,818	16,077	69	14,759	10,526	25,285	89	20,321	14,234	34,555
10				30	5,150	3,296	8,446	50	9,476	7,004	16,480	70	15,038	10,712	25,750	90	20,600	14,420	35,020
11	1,905	834	2,739	31	5,366	3,481	8,847	51	9,754	7,189	16,943	71	15,316	10,897	26,213	91	20,878	14,605	35,483
12	2,060	947	3,007	32	5,582	3,666	9,248	52	10,032	7,374	17,406	72	15,594	11,082	26,676	92	21,156	14,790	35,946
13	2,214	1,060	3,274	33	5,798	3,852	9,650	53	10,310	7,560	17,870	73	15,872	11,268	27,140	93	21,434	14,976	36,410
14	2,369	1,174	3,543	34	6,015	4,037	10,052	54	10,588	7,745	18,333	74	16,150	11,453	27,603	94	21,712	15,161	36,873
15	2,523	1,287	3,810	35	6,231	4,223	10,454	55	10,866	7,931	18,797	75	16,428	11,639	28,067	95	21,990	15,347	37,337
16	2,678	1,400	4,078	36	6,447	4,408	10,855	56	11,144	8,116	19,260	76	16,706	11,824	28,530	96	22,268	15,532	37,800
17	2,832	1,514	4,346	37	6,664	4,593	11,257	57	11,422	8,301	19,723	77	16,984	12,009	28,993	97	22,546	15,717	38,263
18	2,987	1,627	4,614	38	6,880	4,779	11,659	58	11,700	8,487	20,187	78	17,262	12,195	29,457	98	22,824	15,903	38,727
19	3,141	1,740	4,881	39	7,096	4,964	12,060	59	11,978	8,672	20,650	79	17,540	12,380	29,920	99	23,102	16,088	39,190
20	3,296	1,854	5,150	40	7,313	5,150	12,463	60	12,257	8,858	21,115	80	17,819	12,566	30,385	100	23,381	16,274	39,655

\*下水道が入っていない家庭は、水道料金のみご覧ください。なお、この金額は消費税が含まれています。